

美しい二重の景観づくりのために

屋外広告物



屋外広告業を
営む場合は、
登録が必要です

県内で屋外広告物の
表示等に関する業務を
行う場合は、知事の登録
が必要です。登録申請は、
下記の問い合わせ先へお
願いします。

問い合わせ先
国土整備部 景観まちづくり室
URL <http://www.pref.mie.jp/keimachi/hp/>
FAX 059-224-2748
059-224-3270
keimachi@pref.mie.jp

景観を構成する中で、屋外広告物は、地域の印象を左右するもののひとつといえます。

街の活性化を図るうえで、屋外広告物は必要なものですが、表示方法や内容によっては、美しい景観を損なうことがあります。県では、「三重県屋外広告物条例」に基づき、必要な規制を行っています。

屋外広告物を表示してはいけない場所や、信号機など表示をしてはいけないものがあります。また、表示面積や高さなどの規制があり、許可が必要ですので、担当窓口へ、事前の相談をお願いします。

屋外広告物を表示する際は、原則許可が必要です。

良好な景観づくりのために

倒壊または落 下等の危害防止のために
許可基準に沿った表示や点検、管理、除去をお願いします。

屋外広告物の倒壊や落 下等の危害を未然に防ぐため、許可基準に沿つた、表示をお願いします。
また、表示した後も、安全点検、補修など必要な管理を行い、良好な状態にしてください。
なお、許可期間が満了するなど、表示の必要がなくなつたときは、除去をお願いします。



「屋外広告物ってどんなもの?」「屋外って」とは、建物の外にある広告物のこと?」

「そうです。

- ①常時または一定の期間継続した表示
 - ②屋外での表示
 - ③公衆に対する表示
 - ④看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物等に表示されたものなど
- このすべてを満たすものを屋外広告物といい、屋外広告物の定義は法律で規定されています。

「そうなんだ。屋外広告物を表示する場合は、すべて許可が必要なの?」

「必要ですが、例外もあります。例えば、店舗の敷地内で、10mまでの広告物であれば、原則許可申請は要りません。」

「いろいろなルールがあるんですね。」「でも、ルールを守るだけでなく、地域の景観との調和も考えてほしいですね。自分だけ自立とうとするのではなく、周りの景観に合わせて、形や色などを決めていただきたいですね。」「そうですね。調和した空間って、心地いいですよね。」

